

## 看護師の需給状況，養成状況等について

- 1 看護師の需給見通し
  - (1) 第七次看護職員需給見通しについて・・・・・・・・・・ 1 ページ
  - (2) 京都府「看護職員需給見通し」の改定について・・・・・・・・ 3 ページ
- 2 京都市における看護師等の数，養成状況について  
(市内大学の四年制看護学科設置動向，授業料を含む)
  - (1) 京都市における看護師及び助産師数・・・・・・・・・・ 5 ページ
  - (2) 京都市内における看護師及び助産師養成状況・・・・・・・・ 7 ページ
  - (3) 市内大学の四年制看護学科設置動向（平成23年度）・・・・ 9 ページ
  - (4) 市内大学の学費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ
- 3 京都市看護師修学資金融資制度の概要・・・・・・・・・・ 11 ページ



**第七次看護職員需給見通しについて**  
(厚生労働省検討会報告書(平成22年12月)から抜粋)

**① 需要見通し**

看護職員の需要見通しとしては、平成23年の約140万4千人から、平成27年には約150万1千人に増加するものと見込んでおり、約6.9%の伸び率となっている。

病院については、約90万人から約96万6千人に増加するものと見込んでおり、これは約7.3%の伸び率である。

診療所については、約23万2千人から約24万2千人になるものと推計している。助産所については、約2千人で微増傾向となっている。

訪問看護ステーションについては、約2万8千人から約3万3千人に増加するものと見込んでおり、需要数全体の伸び率を大きく上回る約16.9%の伸び率となっている。

介護保険関係については、約15万3千人から約16万5千人に増加するものと見込んでおり、約7.4%の伸び率となっている。

社会福祉施設、在宅サービスについては、約2万人から約2万2千人になるものとの見込みである。

看護師等学校養成所については約2万人、保健所・市町村については約3万8千人でほぼ現状維持となっている。

事業所、研究機関等については、約1万4千人から約1万5千人への微増となっている。

看護職員のうち助産師の需要数については、約3万2千人から約3万5千人に増加するものと見込んでおり、約9.4%の伸び率となっている。

病院の助産師については約2万1千人から約2万4千人に、診療所の助産師については、約6千人から約7千人に増加するものと見込んでいる。

助産所の助産師については、約2千人で微増傾向となっている。

**② 供給見通し**

看護職員の供給見通しとしては、平成23年の約134万8千人から、平成27年には約148万6千人に増加するものと見込んでおり、約10.2%の伸び率となっている。

当初就業者数については、平成23年の当初就業者数は約132万1千人で、平成27年の当初就業者数は約144万8千人となっている。

新卒就業者数については、約5万人から約5万3千人に増加するものと見込んでい

る。

再就業者数については、約12万3千人から約13万7千人に増加するものと推計しており、約11.6%の伸び率となっている。

退職等による減少数については、約14万5千人から約15万2千人に増加するものと見込んでおり、約4.8%の伸び率となっている。

また、看護職員のうち助産師の供給数については、平成23年の約3万人から、平成27年の約3万4千人に増加するものと見込んでおり、約14.3%の伸び率となっている。

上記の看護職員の需給見通しの数値については、医療現場における看護職員不足の実態を反映したものとなっていないのではないか、本検討会において需要数の加算をさらに行うべきではないかとの意見もあった。

しかしながら、前述のように当検討会が決めた策定方針に基づき各都道府県が取りまとめた需要数については、病院等の各施設の看護担当責任者（看護部長等）が各施設（所）長の了承を得て、各施設における看護の質の向上や勤務環境の改善などの要因に関し実現可能と判断して記載した人数を基に積算されたものである。したがって、医療現場等の実態を最も熟知している関係者によって作成された資料が基礎となっている。

また、平成27年までの看護職員の需要数については、策定方針に基づき各都道府県がとりまとめた人員数に代わる合理的な根拠ある数値も得られていない状況である。

# 京都府「看護職員需給見通し」の改定について

平成22年12月  
京都府健康福祉部医療課

今後の医療政策を推進する基礎資料となる看護職員の需給見通しについて、看護協会等関係者からなる「看護職員需給見通し検討委員会」を設置して検討を進めてまいりましたが、この度、下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

## 記

### 1 京都府看護職員需給見通し

見通し期間 平成23年～27年(5年間)

看護職員数(常勤換算人員)

	平成21年現状	平成23年	平成27年
需要		28,581人	30,780人
供給	27,481人	28,357人	30,780人

- ▶ 平成27年までに約3,300人の増加を見込むことで需給が均衡する。  
今後、年平均「約550人」の増加を図る必要がある。

#### 【算定方法】

現状：看護職員実態調査(H21.12)」の実施結果をベースに、既存の統計数値を合わせて推計。

見込：上記調査により、病院等が必要とする人数、新卒者の府内就職、離職防止、再就職等の促進を見込んで推計。

### 2 看護職員確保に向けた対策

- ▶ 需給見通しの達成に向けて、検討委員会の主な意見(院内・地域の保育体制、勤務条件改善、ナースセンターによる再就業支援の強化等)を参考に、関係団体との協働により看護職員確保対策をより積極的に推進展開していくことにより、安定的な看護職員の供給をめざす。

#### <参考>

##### ○看護職員需給見通し

慢性的な看護師不足を背景に国において昭和49年以来、6回にわたって策定し、その時々々の社会経済情勢に応じた看護職員確保対策を実施。平成4年に「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が制定され、同法に基づく基本指針を踏まえ各種施策を実施。看護政策の方向性を考える上での基礎資料となるものである。

京都府看護職員需給見通し

区 分	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	実人員	常勤換算	実人員	常勤換算	実人員	常勤換算	実人員	常勤換算	実人員	常勤換算
① 病 院	21,518	19,820	21,965	20,251	22,412	20,682	22,836	21,113	23,259	21,544
	605	563	623	580	640	597	657	614	674	631
② 診 療 所	5,606	2,834	5,619	2,843	5,632	2,851	5,641	2,860	5,651	2,869
	164	105	168	107	171	110	174	112	177	114
i) 有床診療所	950	556	960	563	971	570	981	576	992	583
	154	100	157	102	160	105	164	107	167	109
ii) 無床診療所	4,657	2,278	4,659	2,280	4,660	2,282	4,660	2,284	4,659	2,286
	10	5	10	5	10	5	10	5	10	5
③ 助 産 所	51	51	52	51	52	52	53	52	53	53
	51	51	52	51	52	52	53	52	53	53
④ 訪問看護ステーション	893	726	929	756	965	786	1,000	816	1,035	846
⑤ 介護保険関係	4,227	3,461	4,296	3,519	4,364	3,576	4,429	3,634	4,494	3,692
i) 介護療養型医療施設	1,037	955	1,036	955	1,035	955	1,033	955	1,031	955
	875	762	898	782	920	802	941	822	962	842
iii) 介護老人福祉施設	920	740	954	768	988	795	1,021	823	1,054	851
iv) 居 宅 サ ー ビ ス	1,289	898	1,302	908	1,316	918	1,328	928	1,341	938
v) 地域包括支援センター	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106
⑥ 社会福祉施設、在宅サービス(④を除く)	426	345	432	350	439	356	445	361	451	367
⑦ 看護師等学校養成所	469	391	486	406	503	420	519	435	536	449
	65	49	69	52	74	55	78	59	82	62
⑧ 保健所・市町村	757	684	758	686	760	688	761	690	761	692
	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2
⑨ 事業所、研究機関等	562	270	561	270	561	270	561	270	560	270
	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
⑩ 上 記 の 計	34,508	28,581	35,099	29,131	35,687	29,680	36,245	30,231	36,801	30,781
	893	772	918	795	944	818	968	841	993	863
⑪ 年当初就業者数	33,667	27,870	34,227	28,357	34,856	28,902	35,485	29,473	36,179	30,099
	853	738	883	764	913	791	944	819	976	848
⑫ 新卒就業者数	1,190	1,190	1,207	1,207	1,193	1,193	1,207	1,207	1,221	1,221
	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
⑬ 再 就 業 者 数	3,709	2,978	3,733	2,998	3,739	3,018	3,760	3,038	3,812	3,058
	63	51	63	51	62	51	62	51	63	51
⑭ 退職等による減少数	4,339	3,681	4,311	3,660	4,302	3,640	4,273	3,619	4,214	3,598
	92	84	91	83	90	82	89	81	87	80
⑮ 年末就業者数(⑪+⑫+⑬-⑭)	34,227	28,357	34,856	28,902	35,485	29,473	36,179	30,099	36,998	30,780
	883	764	913	791	944	819	976	848	1,010	878
⑯ 差 引 計(⑩-⑮)	282	224	243	229	202	207	66	132	-197	1
	10	8	5	4	0	-2	-7	-8	-17	-15

1つの区分の中で集計欄が二段に分けられているものについては、上段は看護職員の合計、下段は助産師数(再掲)

(集計欄が一段の区分については、看護職員の合計)

(注) 四捨五入のため、各項目の数値の合計等は一致しない。

## 京都市における看護師数

人口10万人当たりの病院勤務看護師数を比較した場合、政令市の中でも高い水準にある。市内の就業看護師数は年々増加する傾向にあり、看護師の需要が増大している。

平成22年末に厚生労働省が公表した平成23年から平成27年までの看護職員需給見通しにおいて、平成27年には100%に達すると見込まれている。

病院勤務の看護師数（平成22年10月1日時点）

	看護師数（病院勤務）		
		人口10万対	
			順位
札幌市	16,654	870	1
仙台市	6,819	652	6
さいたま市	4,022	329	19
千葉市	4,791	498	15
横浜市	14,366	389	17
川崎市	5,296	372	18
相模原市	3,431	478	16
新潟市	5,169	637	7
静岡市	3,744	523	13
浜松市	4,233	529	12
名古屋市	12,889	569	11
<b>京都市</b>	<b>10,567</b>	<b>717</b>	<b>5</b>
大阪市	16,738	628	8
堺市	4,346	516	14
神戸市	9,268	600	10
岡山市	5,838	823	3
広島市	7,046	600	9
北九州市	8,388	859	2
福岡市	11,280	771	4
政令市平均	8,152		

（厚生労働省病院報告より）

京都市の就業看護師数

年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年
看護師数	8,975	10,816	11,017	11,882	12,650	13,615

（京都府保健福祉統計年報より）

## 京都市における助産師数

病院勤務の助産師数（平成22年10月1日現在）

	助産師数（病院勤務）		
		人口10万対	
			順位
札幌市	412	22	4
仙台市	316	30	1
さいたま市	129	11	19
千葉市	113	12	17
横浜市	577	16	11
川崎市	212	15	15
相模原市	110	15	12
新潟市	170	21	7
静岡市	82	11	18
浜松市	226	28	2
名古屋市	477	21	5
<b>京都市</b>	<b>310</b>	<b>21</b>	<b>6</b>
大阪市	580	22	3
堺市	119	14	16
神戸市	266	17	9
岡山市	128	18	8
広島市	176	15	14
北九州市	158	16	10
福岡市	220	15	13
政令市平均	252		

（厚生労働省病院報告より）

### 京都市の就業助産師数

	就 業 場 所				合 計
	病 院	診 療 所	助 産 所	養成所その他	
平成14年	270	59	19	16	364
平成16年	305	65	24	20	414
平成18年	295	84	25	26	430
平成20年	355	106	24	44	529

（京都府保健福祉統計年報より）



## 京都市内における看護師養成状況

現在、京都市内には看護師養成施設16校（大学4，短大1，専門学校11）がある。

本市では、京都中央看護保健専門学校及び特定の病院の養成機関でない看護専門学校について運営費の補助を行うとともに、京都市立看護短期大学の運営を行っている。

京都市立看護短期大学については学生募集を平成22年度から停止し、すでに看護学科が設置されている京都橘大学及び平成23年度に看護学科を新設した京都光華女子大学に加え、今後看護学科を設置する構想を持っている同志社大学、オブザーバー参加の花園大学との連携協力協議の取組を進めてきた。

また、平成24年度に佛教大学に看護学科が新設される。

京都市内の看護師養成施設（補助額については23年度予算額）

区分	名称	課程	定員 (1学年)	京都市補助額 (千円)
大学	京都府立医科大学医学部看護学科	4年	85	-
	京都大学医学部人間健康科学科看護学専攻	4年	70	-
	京都橘大学看護学部看護学科	4年	95	-
	京都光華女子大学健康科学部看護学科	4年	80	-
短大	京都市立看護短期大学	3年	50	直営
専門学校	京都第一赤十字看護専門学校	3年	40	-
	京都第二赤十字看護専門学校	3年	40	-
	独立行政法人国立病院機構京都医療センター 附属京都看護助産学校（看護師科）	3年	80	-
	日本バプテスト看護専門学校	3年	24	-
	京都桂看護専門学校	3年	40	-
	洛和会京都厚生学校	3年	80	-
	近畿高等看護専門学校	3年	35	-
	<b>京都中央看護保健専門学校</b>	<b>4年</b>	<b>80</b>	<b>17,920</b>
	<b>京都保健衛生専門学校看護学科</b>	<b>3年</b>	<b>40</b>	<b>11,760</b>
	<b>京都府医師会看護専門学校看護学科</b>	<b>3年</b>	<b>80</b>	<b>22,680</b>
	<b>京都府医師会看護専門学校看護学科</b>	<b>2年</b>	<b>80</b>	
	<b>京都府看護専修学校看護科</b>	<b>2年</b>	<b>40</b>	<b>2,444</b>
計			1,039	54,804

（太字は補助金交付対象校）

## 京都市内における助産師養成状況

平成23年度に洛和会京都厚生学校に助産学科が新設され、現在京都市内には助産師養成施設7校（大学4，専門学校3）がある。

### 京都市内の助産師養成施設

区分	名 称	課程	定員	備 考
大学	京都府立医科大学医学部看護学科	4年	85名	助産コースの選択により国家試験の受験資格が得られる。
	京都大学医学部人間健康科学科看護学専攻	4年	70名	所定の単位（選択科目）を修得した場合に国家試験の受験資格が得られる。
	京都橘大学看護学部看護学科	4年	95名	選択履修により受験資格取得が可能。
	京都光華女子大学	4年	80名	助産師課程は学内選抜による定員10名
専門学校	京都府医師会看護専門学校 看護専門課程助産学科	1年	20名	受験資格は、看護師免許を取得している者等。
	独立行政法人国立病院機構 京都医療センター附属 京都看護助産学校 助産師科	1年	35名	受験資格は、看護師養成所を卒業した者等。
	洛和会京都厚生学校 助産学科	1年	20名	受験資格は、看護師養成所を卒業した者等。

## 【市内大学の四年制看護学科設置動向（平成 23 年度）】

＜網掛けは連携協力協議の参画校＞

学校名	種別	備考
京都大学	国立	既設（入学定員 70 人）
京都府立医科大学	公立	既設（入学定員 85 人）
京都橘大学	私立	既設（入学定員 95 人）17 年度開設。1 期生は 21 年 3 月卒業
京都光華女子大学	私立	既設（入学定員 80 人）23 年度開設。1 期生は 27 年 3 月卒業
佛教大学	私立	平成 24 年 4 月に新設（入学定員 65 人）

注：既設 4 大学の入学定員合計は 330 人。これに、看護短大及び看護師養成課程のある市内専門学校等の入学定員を加えると計 1,039 人。更に、准看護師養成課程のある専門学校入学定員（115 人）を加えると計 1,154 人。これとは別に専門学校助産師科の入学定員が計 75 人

市内私立大学看護学科の学費（平成 23 年度）

【単位：千円】

	学費			入学金
	授業料	その他	計	
京都橘大学	1, 100	550	1, 650	250
京都光華女子大学	1, 050	600	1, 650	240
平均			1, 650	

※「その他」は京都橘が教育充実費・実験実習費，京都光華女子が施設設備費・実験実習費

## 京都市看護師修学資金融資制度の概要

この制度は、市内私立大学四年制看護学科の学生に対し、京都市が**金融機関の融資**をあっせんする制度であり、据置期間（4年以内かつ在学期間中）経過後、必ず金融機関へ返済していただく必要があります。

### (1) 融資対象者

以下のすべての条件に当てはまる方

- ・市内私立大学四年制看護学科の学生で**在学大学の指定する奨学金（※）**の給付又は貸与を受けている方若しくは受ける見込みの方
- ・経済的理由により学資の負担が困難な方
- ・学習状態が良好である方
- ・将来京都市域内の医療機関等において看護職員として就業する意思を有する方

**※ 在学大学の指定する奨学金については各大学にお問い合わせください。**

### (2) 融資方法と融資額

在学大学を通じて京都市へ融資あっせんの申請を行い、京都市が審査のうえ、修学資金の融資をあっせんすることを決定し、その金融機関から審査のうえ修学資金の融資を行います。（審査の結果、ご希望に沿えない場合もあります）

融資額は年額 120 万円を限度（10 万円単位）、総額では 480 万円を限度

### (3) 返済期間及び返済方法等

本制度の融資期間は 1 年以上 20 年以内で、据置期間は 4 年以内かつ在学期間中です。元金については据置期間経過後の最初の 4 月から返済開始。利子については融資実行の月又は翌月から返済開始（ただし、年度末に一括して京都市が被融資者に対して利子補給を行います。）。

### (4) 利子補給等

被融資者が金融機関へ支払った利子について、京都市が利子補給金を交付します。

被融資者が卒業後、看護師又は助産師として京都市又は地方独立行政法人京都市立病院機構に勤務した場合、その勤務期間中、京都市が返済元金補給金を交付します。

### (5) 入学一時金

被融資者のうち、平成 24 年度に入学した方で、入学の 1 年以前から京都市に住所を有する方に対して、入学一時金として、在学大学入学金の半額相当額（10 万円を限度）を給付します。